令和８年度　大田区行政サービス支援員採用選考（公募）案内

１　応募受付期間

令和８年 11 月6日（金）　～　令和８年 12 月7日（月）

※詳細は「６　申込み方法」に記載しています。

２　採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
60 人程度	区役所における定型的な業務 ※パソコンを用いた資料作成・文書作成や区民対応などに従事することになります。

３　勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、４回を限度に申し込むことができますが、再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	区役所本庁舎、各地域庁舎及び各特別出張所等 ※原則、敷地内禁煙です。 ※具体的な勤務場所は「行政サービス支援員が配置されている職場一覧（令和８年４月１日時点）」を参考にしてください。なお、記載の勤務場所については、令和８年４月１日時点のものであり、それ以外の勤務場所に配置されることもあります。
勤務時間等	・１日７時間 45 分・週３日（週 23 時間 15 分） ・原則、８時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩時間 60 分） ※配置職場に応じ、上記の勤務時間とは異なる時間となる場合もあります。 ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週４日）。 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ①　国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②　年末年始の休日（12 月 29 日から１月３日までの間。ただし①を除く。） ③　国の行事が行われる日で規則で定める日 ※配置職場に応じ、上記の週休日及び休日とは異なる場合もあります。
休暇等	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第 38 号）によります。

報　酬　額	月額　173,016 円 ※令和９年３月 31 日時点で当該職としての任用期間が引き続き１年以上ある方は、176,112 円
諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、特殊勤務手当相当額、超過勤務手当相当額、休日給相当額、夜勤手当相当額
社 会 保 険	東京都職員共済組合（健康保険・介護保険・福祉事業※）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります（任意加入ではありません。）。 ※後期高齢者医療制度の被保険者は福祉事業のみ適用を受けます。
公 務 災 害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれか（配置職場で異なります。）が適用されます。
留 意 事 項	地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ①条件付採用について 採用の日から１か月（実際に勤務した日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに 正式採用となります 。 ②懲戒処分について 地方公務員法上の服務に関する規定に違反した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。 ③他の自治体や民間企業等との兼業について 他の自治体や民間企業等との兼業は行えますが、兼業を行うにあたり、地方公務員法に定める職務専念義務や信用失墜行為の禁止に抵触しないよう注意してください 。また、他の大田区会計年度任用職員との併願は可能ですが、兼業は行えません。

注）記載されている報酬額等については、令和９年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

４　受験資格

応募にあたり、特別な資格等は必要ありませんが、地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方は受験できません（次項の【参考】を参照）。

※　日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

【参考】　地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

５　選考方法等

（１）第一次選考

筆記（作文）	筆記（作文）の提出 【課題】 ①これまでの職務経験等で培った知識・経験について具体的に挙げ、それが行政サービス支援員の業務遂行にどのように活用できるか述べてください。 ※400 字以内 ②組織の中で他者と連携・協力し、成果につなげた事例について、あなたの果たした役割や特に努力した点を踏まえながら述べてください。 ※400 字以内 ※電子申請サービス（LoGo フォーム）上で入力して提出
合格発表	令和９年１月中旬予定 ※合否に関わらず、申込者全員に通知します。 ※令和９年１月 18 日（月）までに通知が届かない場合は、問合先までご連絡ください。

（２）第二次選考

面接	【面接日】令和９年１月 25 日、26 日、27 日、28 日、29 日のうち指定された日 ※８時ごろから 19 時 30 分ごろまでを予定しております。 ※申込者数等の事情により上記以外の日に実施する可能性があります。 【面接時間】15 分程度 【場所】大田区役所本庁舎（予定） ※面接日時等の詳細については、第一次選考結果通知にてお知らせします。
合格発表	令和９年２月中旬予定 ※合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。

（３）判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	様々な業務に対し、未経験であっても前向きな姿勢で建設的な取組みができるかどうか。
責任感	与えられた職務に対し、公務員としての意識と責任を持ち、誠実に対応できるかどうか。
協調性	組織の中で他者と協力し、チームワークを取りながら、勤務することができるかどうか。

６　申込み方法

申込方法	LoGo フォームのページへアクセスし、画面の指示に従ってすべての必須項目を正しく入力して、下記申込期間中に送信してください。 【リンク先】 https://logoform.jp/form/8BrJ/1839969	申込はこちら↓ Logo フォーム申込ページ
申込期間	令和８年 11 月６日（金）から 令和８年 12 月７日（月）午後５時まで【受信有効】 ※期間中に正常に受信したものを有効とします。時間に余裕をもって申し込んでください。	
注意事項	・携帯電話、スマートフォンの設定で迷惑メール対策としてドメイン指定受信設定をされている場合に、LoGo フォーム「logoform.jp」からのメールを受信できない場合がございます。ドメイン「logoform.jp」からのメールが受信できるように設定してください。 ・申込みをした場合、採用選考の申込みを受け付けた旨記載のメールを送信します。 **メールが届かない場合は申込期間中に必ず問合先までご連絡ください。** ・システムの保守警備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害が起きた場合のトラブルについては、責任を一切負いません。 ・二次元コードは、コードスキャナーアプリやラインの QR コードリーダーなどではなく、標準カメラアプリで読み込んでください ・複数の申込みはできません。複数申込みされた場合、最初に受信したもの以外は無	

	効とします。 ・受験を取りやめる事情や申込内容(住所や電話番号等)に変更が生じた場合は、以下の申込・問合せ先までご連絡ください。 ・作文の入力がありますので、課題についてあらかじめご準備ください。 ・「入力内容を一時保存する」の機能について、一時保存を行った際と同じ端末の、同じブラウザで再度フォームにアクセスすることで、自動的に「続きから再開」の表示がされ、[途中から再開する]を押すことで、入力再開ができます。ただし、端末またはブラウザが変わった場合や、キャッシュを残さない設定(プライベートブラウザ、シークレットブラウザ、アプリ内ブラウザ等）でアクセスした場合には一時保存ができませんので、事前に作文をご用意いただいてから入力いただく等、申込時はご注意ください。

7　その他

（1）合格発表後、申込の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

（2）個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

（3）令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）において、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、採用後の配置について制限がかかる可能性があるため、こども性暴力防止法に基づき、採用内定以降、区において、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。このため、本採用選考の受験及び採用に至る過程において、特定性犯罪の前科の有無を申告していただきます。特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。また、採用後に虚偽の申告が判明した場合においても採用を取消します。

（4）大田区では、求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下リンク先（当区 HP）をご覧ください。　〈https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/saiyouannai2021.html〉

大田区役所案内図

ＪＲ京浜東北線
東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約１分

京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩約１０分



≪申込・問合先≫

〒１４４－８６２１　大田区蒲田五丁目１３番１４号
大田区総務部人事課人事担当（本庁舎５階北側 15 番窓口）
電話　０３－５７４４－１１５２　FAX　０３－５７４４－１５０７
HP アドレス　https://www.city.ota.tokyo.jp/